

## 都島区役所発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

様式14

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由	WTO
1	令和2年度都島区成人の日のつどい会場設営等業務委託	催事	太閤園株式会社	1,129,480	令和2年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	性質または目的が競争入札に適しないもの	-
2	令和2年度都島区小学生放課後学習支援事業業務委託	その他	株式会社KEGキャリア・アカデミー	7,274,000	令和2年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
3	令和2年度都島区民まつり業務委託	催事	一般財団法人大阪市コミュニティ協会	8,181,192	令和2年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
4	地域福祉推進事業(地域福祉コーディネート業務)及び重大な児童虐待ゼロに向けた地域子育てアシスト事業(地域子育て連絡員業務)委託	その他	社会福祉法人 大阪市都島区社会福祉協議会	13,497,000	令和2年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	性質または目的が競争入札に適しないもの	-
5	令和2年度都島区地域コミュニティ支援業務委託	その他	株式会社KEGキャリア・アカデミー	16,141,290	令和2年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
6	都島区役所広報誌企画編集業務委託(令和2年7月号～令和3年4月号分)	印刷・デザイン	株式会社トライアウト	3,564,000	令和2年6月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和2年度都島区成人の日のつどい会場設営等業務委託

## 2 契約の相手方

太閤園株式会社

## 3 随意契約理由

都島区成人の日のつどいは、これまで区内3高校を会場として使用してきた。

しかしながら、何れの高校からも使用を許可された会場は2階以上にあり、しかもエレベーターが設置されていないなどバリアフリーに対応していないため、車いすをご利用の新成人が来場された場合は、4人以上の人員で会場まで車いすを担ぎ上げて階段を上る必要があり、非常に危険である。

また、本事業の対象者は晴れ着を着用される方が多く、自家用車等で来場される方が多数みられ、会場周辺で降車することから、例年、会場周辺道路での混雑、違法駐車が発生するなど、近隣住民から苦情が多くみられる。

なお、都島区民センターは、ホールの規模も小さく、駐車・降車スペースも有していない、また市立小中学校の講堂などは駐車・降車スペースがないことから、本市施設を使用した開催は困難である。

以上のような状況を解消するために、区内でバリアフリーに対応した500名以上収容可能なホールを持ち、駐車・降車スペースを敷地内に有する場所を探したところ、太閤園以外に見当たらない。

さらに、式典やイベント等開催のノウハウもあることから、会場借り上げだけでなく、機材等及びそれらの運用も含めた業務を委託する相手方として当区内では唯一である太閤園株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

## 4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市都島区役所 まちづくり推進課（電話番号06-6882-9734）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和2年度都島区小学生放課後学習支援事業業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社 KEG キャリア・アカデミー

## 3 随意契約理由

本業務は、都島区内小学校2校の児童を対象に、放課後、民間事業者による学習支援を実施することにより、授業以外での学習時間の少ない児童に対して学習習慣を定着させ、また、学校の授業についていけない児童に学年を遡って理解させることを目的とするものである。

本業務の実施に当たっては、民間事業者の持つ課外学習に関するノウハウや、教育に関する幅広い知識と経験・専門性が求められるところであり、広く企画提案を受け、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法を採用することが望ましいため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、株式会社 KEG キャリア・アカデミーの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社 KEG キャリア・アカデミーと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

## 4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市都島区役所 保健福祉課（こども教育）（電話番号 06-6882-9889）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和2年度都島区民まつり業務委託

## 2 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

## 3 随意契約理由

本事業は、区民まつりについて区民等と協働実施することを条件としており、イベントの作り手として広く区民等が参画できるしくみの構築を求めることから、定型の仕様を用いた価格競争ではなく、企画提案方式を採用することがより優れた成果が期待できるため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、一般財団法人大阪市コミュニティ協会について、契約相手方として適当であるとのことであったため、その意見を踏まえ、一般財団法人大阪市コミュニティ協会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

## 4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市都島区役所 まちづくり推進課（電話番号 06-6882-9734）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

都島区地域福祉推事業（地域福祉コーディネート事業）及び重大な児童虐待ゼロに向けた地域子育てアシスト事業（地域子育て連絡員業務）委託

## 2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪市都島区社会福祉協議会

## 3 随意契約理由

本事業のうち、地域福祉コーディネート事業については、区内9小学校区にある福祉会館等を拠点に、地域事情に精通した人材をコーディネーターとして配置することにより、地域で起こる様々な福祉課題に、より身近なところで対応できる体制の構築を目指し、平成25年度から実施してきた事業であり、各地域の関係機関・専門機関との連携により、福祉コミュニティの促進を図ることとしている。また、地域子育て連絡員業務については、令和2年度より新たに、地域子育て連絡員を配置することにより、支援を要する保護者や子どもの相談窓口になるとともに、日常的な状況把握を元に子育て支援室と連携し児童虐待の防止を図ることとしている。

事業実施に当たっては、地域の福祉課題を把握し、行政と地域との中間支援機能を有することや、福祉分野における専門的な知識やノウハウが求められる。

都島区社会福祉協議会は、上記の要件を満たすとともに、平成26年4月、当区との間に「地域福祉活動の支援にかかる連携協定書」を締結し、都島区における地域福祉を推進するため、相互に役割を分担して、連携・協働することとしている。

また、これまで地域福祉コーディネート事業については、要援護者名簿の管理や整備、地域の協力者と連携した見守り活動等、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」の側面的支援も担ってきた。地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業は、福祉局が同協議会に事業委託契約を結んでいることから、当区が行う地域福祉コーディネーター及び地域子育て連絡員による地域への支援とは連携して実施していく必要がある。

こうした状況の中で、令和2年度より配置する地域子育て連絡員においても、地域に根差した支援者として地域福祉コーディネーターと同様に福祉及び地域事情に精通した人材が必要であり、地域における日常的な視点から重大な児童虐待のゼロに向けた取組を行うためにも、これまで地域福祉コーディネート事業を実施してきた同協議会との契約が望ましい。

地域事情に詳しく、地域福祉の分野で、各地域の核となる人材を確保した上で、行政の役割を補完しつつ、専門的な指導を行える事業者は他に存在せず、「地域福祉の推進」に区役所とともに、連携・協働を行ってきた経験と実績を有する唯一の団体であるといえるため、都島区社会福祉協議会を本事業の委託先として指定する。

## 4 法令根拠

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

大阪市都島区役所 保健福祉課（福祉）（電話番号 06-6882-9857）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和2年度都島区地域コミュニティ支援業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社 KEG キャリア・アカデミー

## 3 随意契約理由

本業務は、民間事業者の柔軟な立場から、地域との連携・協働のための橋渡しを担う中間支援組織の役割が重要であることから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において、意見を聴取した結果、株式会社 KEG キャリア・アカデミーについて、契約相手方として適当であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社 KEG キャリア・アカデミーと地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結した。

## 4 法令根拠

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

大阪市都島区役所 まちづくり推進課（電話番号 06-6882-9734）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

都島区役所広報誌企画編集業務委託（令和2年7月号～令和3年4月号分）

## 2 契約の相手方

株式会社トライアウト

## 3 随意契約理由

本業務は、市政・区政情報、身近な地域活動などを迅速かつ的確に区民へ提供し、区民との信頼関係を構築し、市政・区政運営への関心と理解を高め、参画や協働を得ることを目的とする広報事業のうち、広報誌編集業務を委託するものであり、区民へ「より伝わる広報誌」の提供を行うため、区民へ効率的・効果的に分かりやすく情報を周知するための技術力や芸術性・創造性が重要である。その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型コンペ方式により契約相手方を決定することとした。

選定委員会において、学識経験者等の意見を聴取した結果、株式会社トライアウトの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとの意見を踏まえ、株式会社トライアウトと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

## 4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市都島区役所 総務課（政策企画）（電話番号 06-6882-9978）